

丹波並木道中央公園恐竜遊具等設計施工業務 企画提案コンペ募集要項

1 趣旨

兵庫県では、丹波篠山市と丹波市にまたがる篠山層群エリアを野外博物館（以下「フィールドミュージアム」という。）に位置づけ、訪れた人が大地の歴史や太古の生き物、自然と人々の営みを楽しみながら学べるよう、官民一体となって取組みを進めている。

このフィールドミュージアムの中核施設である丹波並木道中央公園において、より多くの利用者に恐竜や丹波の森に親しみを感じながら、公園を楽しんでもらうため、公園の新たなシンボルとなる恐竜の造形遊具や丹波の森を想起させる複合遊具を設置する。

これらの遊具を安全性、デザイン性、経済性等に優れたものとするため、「丹波並木道中央公園恐竜遊具等設計施工業務企画提案コンペ」を実施し、遊具周辺の造成、外構を含めた一体的な整備について、より優れた設計及び工事を行うことのできる者を選定する。

2 参加応募者

丹波並木道中央公園恐竜遊具等設計施工業務（以下「本業務」という。）の企画提案コンペ（以下「コンペ」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

(1) 財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 81 条の 3 に定める兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の要件を満たしていること。

- ・ 入札参加資格工種：一般土木工事 又は 造園工事
- ・ 建設業の許可に関する要件：土木工事業又は造園工事業に係る建設業の許可を有すること。

(2) 公告日から起算して過去 15 年間に於いて、国・地方公共団体等^{※1}が発注した以下のいずれかの業務等を元請^{※2}として実施した実績を有する者であること。

- ア 遊具の設計・施工（一体）業務（契約額 1,000 万円以上のものに限る。）
- イ 遊具の設置工事（工事請負額 1,000 万円以上のものに限る。）

※1；国・地方公共団体又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の13に規定する法人をいう。

※2；共同企業体の構成員としての実績は、当構成員の出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(3) 参加応募者と直接的かつ恒常的（3 月以上）な雇用関係にあり、1 級土木施工管理技士若しくは 1 級造園施工管理技士の資格を有する者で、現場作業を統括できる監理技術者又は主任技術者を配置すること。なお、（一社）日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士又は公園施設製品安全整備士の資格を有する者を配置することが望ましい。

- (4) 本業務で実施する工事現場の運営、取締りを行うとともに、材料選定・設計施工についての的確に説明できる現場代理人を配置すること。
- (5) 単体の法人であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (6) 提案内容が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (7) 本業務の実施に当たり、事務局との打合せ等に適切な対応ができること。
- (8) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当する者。
 - イ 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者。
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされている者。
 - エ 県が賦課徴収する県税、消費税又は地方消費税を滞納している者。
 - オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体。
 - カ 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者。
 - キ 業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保しない者。

3 企画提案の作成及び履行

本募集要項のほか、別紙（「丹波並木道中央公園恐竜遊具等設計施工業務特記仕様書」以下、「業務特記仕様書」という。）及び別紙 1、2、3 に基づき、コンペに応募する者自らが企画するものであって、県が行う設計及び施工業務として公序良俗に反するものでないこと。

なお、契約締結後は、基本的に業務特記仕様書に基づき、業務を履行する。

また、企画提案は設計図書に相当するものとして取り扱い、記載内容に対して履行義務が生じる。

4 上限額

金 78,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 対象地

兵庫県丹波篠山市西古佐 90
県立丹波並木道中央公園内

6 企画提案に係る手続

(1) 募集期間

令和3年8月31日（火）から令和3年9月30日（木）午後5時まで

(2) 募集要項の配布及び応募図書の提出

ア 配布方法

丹波土木事務所における配布の他、兵庫県ホームページに掲載する。

イ 提出方法

原則として事務局に持参して提出すること。受付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、土日祝日は除く。

郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、書留郵便など配達記録が残る方法により、期間内に事務局に必着するよう提出すること。

(3) 募集要項及び業務特記仕様書の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和3年8月31日（火）から令和3年9月14日（火）までの各日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

様式第3号に必要事項を記載の上、持参、又は電子メールにより事務局に提出すること。電子メールの場合は電話で受信確認をすること。

（受付電子メールアドレス：tanbadoboku@pref.hyogo.lg.jp）

ウ 質問に対する回答

令和3年9月17日（金）までに事務局において閲覧に付すとともにホームページに掲載する。

なお、確認に時間を要する質問等について、上記期限までに回答できない場合は、その旨及び回答期限を閲覧に付す。

(4) 提出書類

この募集要項に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、各9部（アは正本1部、副本8部）を提出すること。

なお、様式の必要箇所以外に社名やロゴ等の記載は行わないこと。

ア 応募申請書（様式第1号）

イ 応募者概要（様式第2号）

ウ 質問書（様式第3号）

エ 類似設計業務・工事実績（様式第4号）

オ 企画提案書（様式第5号-1～6）

カ 経費積算見積書（様式第6号）

キ 誓約書（様式第7号、様式第8号、様式第9号）

ク その他提案内容を説明する書類（様式任意）

ケ 添付書類（例）会社パンフレット、製品パンフレット等

(5) 費用負担

応募図書の制作及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(6) 応募図書の著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(7) 応募図書の取扱い

応募図書は審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

7 審査

(1) 審査の方法

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、本業務の受注候補者を選定する。必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出を依頼することがある。

(2) 審査項目

審査項目は下表のとおりとする。

	評価項目	配点
	評価内容	
実績	類似設計業務・工事の実績	15
	遊具の設計・施工(一体)業務、工事	15
遊具の設計に関する提案	全体計画に関する提案	20
	テーマ及びコンセプトの内容	10
	配置及び外構整備の内容	10
	遊具に関する提案	20
	遊具の内容及び構成	20
	安全性に対する提案	10
	安全確保のための提案	10
	維持管理に関する提案	10
補修やメンテナンス、ライフサイクルコストの低減にかかる工夫	10	
工事に関する提案	施工計画に関する提案	15
	施工計画	5
	施工監理	5
	安全管理	5
その他	本業務にかかる経費に関する提案	10
	設計施工業務費	10
合 計		100

※仕様を上回る提案については、その内容を確認し、評価することもあり得る。

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 「2 参加応募者」に定める要件を満たさない場合

イ 本要項に違反又は著しく逸脱した場合

ウ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合

エ 企画提案で以下の内容が確認された場合

(ア) 提案内容が、業務特記仕様書における「4-1 目的物に関する事項 (2) 設置施設」の内容を満たさない場合

(イ) 「安全性に対する提案」で、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成 26 年 6 月国土交通省）及び「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S:2014）」（2014 年 6 月（一社）日本公園施設業協会）に準拠しないことが明らかな場合

(ウ) 「施工計画に関する提案」で、完成日が履行期限を超えている場合

(エ) 「本業務にかかる経費に関する提案」で、経費積算見積書の合計額が上限額を超えている場合

オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

(4) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

8 採択の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消す。

9 工事の内容等

(1) 事務局は、受注候補者に特定された者（以下「当選者」という。）と提案内容の実施方法、契約方法等その詳細について協議・調整を行う。この協議・調整において、事務局と当選者の双方で確認の上、提案内容を修正又は変更することがある。

(2) 契約条項は後日提示する。

(3) 契約締結は審査結果通知後速やかに行うものとし、契約締結後は速やかに契約書及び業務特記仕様書に従って本業務を実施する。

なお、契約締結にあたっては、事前に契約額の 10%以上の契約保証金を契約担当者に納めるか、保険会社との履行保証保険契約を締結すること。

(4) 当選者が契約書に記載する条項に違反したときは、県は当該契約の全部又は一部を解除、代金の支払を停止、並びに当選者に対して支払った金額の全部又は一部の返還を求めることがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求めることがある。

(5) 当選者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、工事日報等）を業務終了後 5 年間保存すること。

10 下請負人の健康保険等加入義務等

(1) 当選者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(2) (1)の規定にかかわらず、当選者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 当選者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

(ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(イ) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、当選者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

(ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(イ) 発注者が当選者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、当選者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、当選者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(3) 発注者は、当選者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。

(4) 当選者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において

(ア) に定める特別の事情が認められず、かつ、当選者が(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

11 その他

(1) 契約を締結した者は、本業務の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1か月以内に、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛

金収納書を契約担当者に提出すること。

(2) 本業務の施工にあたっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。

(3) 契約を締結した者は、次のア、イを県に提出すること。

ア 本業務の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

(4) (3)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

12 事務局

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課 廣田、竹野

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 688

電話 0795-73-3849 FAX 0795-73-0034

電子メール tanbadoboku@pref.hyogo.lg.jp